

# 株 主 各 位

富山県砺波市三島町11番18号

日 本 製 麻 株 式 会 社  
代表取締役社長 中 本 広 太 郎

## 第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月29日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 富山県砺波市三島町11番18号

ホテル&レストラン ニチマ倶楽部 ザ・ホール

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 (1) 第78期〔平成17年4月1日から平成18年3月31日まで〕連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第78期〔平成17年4月1日から平成18年3月31日まで〕営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第78期損失処理案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

(お願い)

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。

(お知らせ)

修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(<http://www.nihonseima.co.jp/>)にて、修正後の内容を開示いたします。

# 添付書類

## 営業報告書

平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで

### ・営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等により景気の先行きに不透明感の漂う状況もありましたが、年度後半以降、企業収益の改善や設備投資の増加などを背景に、雇用の拡大や個人消費の回復が見られ、株式市況の持ち直しなど緩やかな景気回復の基調で推移するとともに、デフレ脱却の動きについても次第に強まってまいりました。

このような状況のもと、当社グループは事業改革3ヶ年計画の最終年度として引き続き事業の効率化や生産・販売のコスト削減に努めました。その結果、当連結会計年度の売上高は6,614百万円（前期比12.7%増）、営業利益は260百万円（前期比27.1%増）、経常利益は221百万円（前期比108.2%増）となりましたが、当社が保有する事業用固定資産を対象に減損処理等を行った結果、特別損失430百万円の計上により当期純損失は339百万円（前連結会計年度は66百万円の利益）となりました。

#### 2. 企業集団の事業の種類別セグメントの概況

##### （産業資材事業）

米の豊作による米麦用麻袋、紙袋の売上増、資材関係の高騰に伴う袋製品の価格の値上げ効果と市場の減少傾向の下げ止まりの影響による売上増、新規に軽包装分野への進出やポリエステルファイバーの輸出も軌道にのりました。その結果、売上高は955百万円と前連結会計年度に比し59百万円（前期比6.6%増）の増収となり、営業利益は21百万円と前連結会計年度に比し12百万円（前期比147.3%増）の増益となりました。

##### （マット事業）

自動車用フロアマットは高級車用マットの安定した需要に支えられ、また、特殊な手作業加工を必要とする大口のスポット受注もあり販売量が増加し、海外向けも、タイ、中近東、オセアニア向けの需要の回復に伴い、生産量、販売量とも増加しました。ゴルフ練習用マットも販売強化し、アイテムを増やした結果、売上高は2,096百万円と前連結会計年度に比し631百万円（前期比43.1%増）の増収となり、営業利益は220百万円と前連結会計年度に比し32百万円（前期比17.2%増）の増益となりました。

#### （食品事業）

食品業界は、景気回復の追い風を受けて順調に回復しているように思われますが、未だ適正価格での販売環境が整った状況になってはおりません。このような状況で当社の売上は既存のパスタ、レトルトソース、パスタ関連商品が前年を上回り、利益面ではスポットの粉関連商品が寄与しました。その結果、売上高は2,401百万円と前連結会計年度に比し174百万円（前期比7.9%増）の増収となり、ユーロ高による輸入品のコストアップと同業他社との競合の影響を受けましたが、営業利益は45百万円と前連結会計年度に比し15百万円（前期比50.5%増）の増益となりました。

#### （飼料事業）

製粉メーカーの加工は減少に歯止めがかからず、飼料向け副産物の発生はここ数年来、下降の一途をたどっています。特に第4四半期に入って荷動きは更に鈍化いたしました。その結果、売上高は93百万円と前連結会計年度に比し12百万円（前期比11.5%減）の減収となり、営業利益は6百万円と前連結会計年度に比し88万円（前期比15.3%増）の増益となりました。

#### （水産事業）

厳しい市場環境ながら、浦安養魚場はほぼ計画どおりの業績を達成しましたが、白浜養魚場の大量斃死による不振の為、計画を大きく下回りました。その結果、売上高は206百万円と前連結会計年度に比し101百万円（前期比32.9%減）の減収となり、営業損失は29百万円（前連結会計年度は30百万円の利益）の減益となりました。

#### （ホテル・レストラン事業）

宴会部門は、主力商品である婚礼宴会が同業他社の競合等厳しい環境下でありましたが、婚礼宴会の商品見直しを積極的に図り、料飲部門はランチバイキング等の昼食集客が順調に推移し、宿泊部門は法人予約へのきめ細かいサービスの提供と個人及びインターネット予約についても季節商品の開発等の営業努力を行いました。その結果、売上高は773百万円と前連結会計年度に比し35百万円（前期比4.8%増）の増収となり、営業利益は1百万円（前連結会計年度は58百万円の損失）の増益となりました。

#### （その他事業）

売上高は88百万円と前連結会計年度に比し44百万円（前期比33.6%減）の減収となり、営業損失は5百万円（前連結会計年度は52百万円の損失）となりました。

企業集団の事業の種類別セグメント売上高

(単位：千円)

事業	前連結会計年度 〔平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで〕		当連結会計年度 〔平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで〕		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
産業資材事業	895,875	15.3	955,040	14.5	59,165	6.6
マット事業	1,464,848	24.9	2,096,354	31.7	631,506	43.1
食品事業	2,226,973	37.9	2,401,956	36.3	174,983	7.9
飼料事業	105,611	1.8	93,434	1.4	12,177	11.5
水産事業	307,372	5.2	206,210	3.1	101,162	32.9
ホテル・レストラン事業	737,792	12.6	773,530	11.7	35,738	4.8
その他事業	132,610	2.3	88,085	1.3	44,525	33.6
合計	5,871,083	100.0	6,614,612	100.0	743,529	12.7

3. 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、株式市況や景気に明るい兆しが見えてきたとはいえ、当社グループの各事業における業界での競争は熾烈を極め、なおも取り巻く環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況のもとで、当社グループは各事業における収益性改善・強化に加え、全社横断的な経営改善策に取り組み、業績および財務体質の改善を図るとともに、成長路線の着実な実行により、持続可能な成長の実現に努める所存であります。

何卒株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

4. 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは65百万円の設備投資を実施いたしました。主な設備投資の内容は、マット事業の連結子法人等サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドで生産設備55百万円を実施し、当社において食品事業の生産設備7百万円の設備投資を実施いたしました。なお、当該資金は自己資金により賅っております。

## 5. 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

### (1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円 は損失)

区 分	第75期	第76期	第77期	第78期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
売 上 高	6,093,659	6,033,988	5,871,083	6,614,612
経 常 利 益	13,634	277,797	106,386	221,512
当 期 純 損 益	2,680	143,031	66,173	339,675
1株当たり当期純損益	0円07銭	3円90銭	1円80銭	9円25銭
純 資 産	1,559,685	1,728,887	1,759,265	1,452,287
総 資 産	5,027,353	5,044,300	5,052,017	4,568,927

- (注) 1. 当社は、第77期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 第78期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。
3. (1) 第75期は事業の見直しと更なる経費の削減を図り、有利子負債の圧縮に努めました。
- (2) 第76期は中期経営計画の初年度として目標を達成するとともに業績の回復、安定に取り組みました。
- (3) 第77期はコア事業への経営資源の集中を行い、業績の向上、飛躍に取り組みました。
- (4) 第78期(当連結会計年度)の状況につきましては「企業集団の営業の経過および成果」に記載しております。

### (2) 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円 は損失)

区 分	第75期	第76期	第77期	第78期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
売 上 高	5,568,159	4,891,275	4,893,565	5,400,426
経 常 損 益	3,024	30,167	52,539	85,649
当 期 純 損 益	17,455	32,331	591	376,082
1株当たり当期純損益	0円47銭	0円88銭	0円02銭	10円25銭
純 資 産	1,452,609	1,518,286	1,487,844	1,114,903
総 資 産	4,466,378	4,371,522	4,324,800	3,710,136

- (注) 1. 第78期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。
2. 各期の状況につきましては前記(1)「企業集団の営業成績および財産の状況の推移」の(注)3に記載しております。

・会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

産業資材事業

黄麻 黄麻糸、布、袋の輸入、仕入ならびに販売  
包装 大型紙袋、化成包装資材の加工、仕入ならびに販売

マット事業 自動車用フロアマットの製造販売

食品事業 スパゲッチ、マカロニ等のパスタ、レトルトソースの製造販売、  
各種食品の輸入、仕入ならびに販売

飼料事業 ふすま、穀物等各種飼料の仕入ならびに販売

水産事業 鮎の養殖、加工ならびに販売

ホテル・レストラン事業 「ホテル&レストラン ニチマ倶楽部」の営業

その他事業 ゴルフ用品の製造ならびに販売

2. 企業集団の主要な営業所および工場

(1) 当社の主要な営業所および工場

本店	(富山県砺波市)
本社	(神戸市中央区)
支店	東京(東京都中央区)・名古屋(名古屋市中区)
工場	北陸(富山県砺波市)
養魚場	浦安(和歌山県那智勝浦町)
ホテル	(富山県砺波市)

(2) 子法人等の営業所および工場

(国内)

砺波アーバンリゾート株式会社	富山県砺波市
サハキット ウィザーン ジャパン 株式会社	神戸市中央区

(海外)

サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド	タイ国バンコク
-------------------------	---------

3. 株式の状況

会社が発行する株式の総数	(普通株式)	72,000,000株
発行済株式の総数	(普通株式)	36,733,201株
株主数		5,815名(前期に比し172名増)

#### 4. 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
中 本 商 事 株 式 有 限 公 司	5,728千株	15.72%	千株	%
松井証券株式会社（一般信用口）	866	2.42		
大阪証券金融株式会社（業務口）	749	2.06		
鶴 田 昭 彦	623	1.71		
中 久 喜 正 己	616	1.69		
郡 山 英 子	611	1.68		
エフエーストック株式会社	510	1.40		
東京海上日動火災保険株式会社	400	1.10		
松 島 稔	360	0.99		
立花証券株式会社	316	0.87		

#### 5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

##### 取 得 株 式

単元未満株式の買取による取得

普 通 株 式

3,322株

取得価額の総額

429千円

##### 処 分 株 式

該当事項はありません。

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末における保有株式

普 通 株 式

28,825株

## 6. 従業員の状況

### 企業集団の従業員数

事業	従業員数	
産業資材事業	10名	( )名
マツト事業	372名	(2)名
食品事業	62名	(16)名
飼料事業	1名	( )名
水産事業	7名	(12)名
ホテル・レストラン事業	56名	(47)名
その他事業	9名	(1)名
合計	517名	(78)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
99名	3名減	42歳	13年

## 7. 企業結合の状況

### 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業の内容
サハキット ウィザーズ カンパニー リミテッド	20,000千円	57.9%	自動車用品製造
砺波アーバンリゾート株式会社	10,000千円	100.0%	人材派遣業

### 企業結合の成果

企業結合の成果につきましては、「企業集団の営業の経過および成果」に記載しております。



## 8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三井住友銀行	544,400千円	千株	%
株式会社北陸銀行	204,257		
株式会社山口銀行	174,800		
株式会社山陰合同銀行	174,800		
中小企業金融公庫	128,320		
砺波市(ふるさと財団)	41,600		

## 9. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	中本 広太郎	
専務取締役	網本 健二	
取締役	関 恒一郎	ポルカノ食品事業部本部長、食糧飼料部本部長
取締役	池田 明穂	経 理 部 長
常勤監査役	塩田 武弘	
監査役	中島 健仁	弁 護 士
監査役	青柳 吉宏	税 理 士

(注) 1. 監査役中島健仁氏および青柳吉宏氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 2. 当期中の取締役の異動

### 就任

平成17年6月29日開催の第77期定時株主総会において、池田明穂氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

### 退任

平成17年6月29日開催の第77期定時株主総会において、取締役大西清氏、福田順介氏および久保河内功氏は退任いたしました。

当期中の取締役の地位・担当または主な職業の異動

氏名	新	旧	異動年月日
網 本 健 二	専務取締役	常務取締役	平成17年6月29日
関 恒一郎	取締役ボルカノ食品事業部 本部長 食糧飼料部本部長	取締役ボルカノ食品事業部 営業本部長	平成17年6月29日

## 10. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

13,000千円

(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬額の合計額

13,000千円

(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため(3)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

## 11. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 1. 本営業報告書中に記載の金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。  
2. 本営業報告書中での記載金額には、消費税等が含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債・少数株主持分及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,928,379	流動負債	1,259,318
現金及び預金	224,636	支払手形及び買掛金	735,917
受取手形及び売掛金	902,827	短期借入金	26,435
たな卸資産	719,227	1年以内返済予定長期借入金	158,282
繰延税金資産	33,151	未払法人税等	33,087
その他	50,237	賞与引当金	33,060
貸倒引当金	1,700	その他	272,534
固定資産	2,639,598	固定負債	1,545,849
有形固定資産	2,519,661	社 債	150,000
建物及び構築物	971,367	長期借入金	1,097,885
機械装置及び運搬具	180,041	繰延税金負債	29,407
土地	1,321,877	退職給付引当金	174,196
その他	46,374	長期預り保証金	89,926
無形固定資産	6,646	その他	4,433
投資その他の資産	113,290	負債合計	2,805,167
投資有価証券	42,418	少数株主持分	311,472
その他	177,943	資本金	1,836,660
貸倒引当金	107,071	資本剰余金	17,380
繰延資産	950	利益剰余金	385,287
社債発行費	950	株式等評価差額金	6,237
資産合計	4,568,927	為替換算調整勘定	19,902
		自己株式	2,801
		資本合計	1,452,287
		負債・少数株主持分及び資本合計	4,568,927

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで

(単位：千円)

科 目		金 額		
		内 訳	合 計	
経常損益の部	営業収益			
	営業売上高	6,614,612	6,614,612	
	営業費用			
	売上原価	4,773,852		
	販売費及び一般管理費	1,580,447	6,354,300	
	営業利益		260,311	
	営業外収益			
	受取利息及び配当金	594		
	為替差益	22,877		
	雑収入	4,930	28,402	
営業外損益の部	営業外費用			
	支払利息	32,796		
	棚卸商品評価損	6,620		
	融資関連費用	11,393		
	雑損失	16,390	67,201	
	経常利益		221,512	
	特別損益の部	特別利益		
		貸倒引当金戻入額	1,623	1,623
特別損失				
減損損失		423,444		
貸倒引当金繰入額		4,054		
	その他の	3,200	430,698	
税金等調整前当期純損失			207,562	
法人税、住民税及び事業税		55,637		
法人税等調整額		20,880	76,518	
少数株主利益			55,594	
当期純損失			339,675	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類作成の基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等..... 3社  
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド  
砺波アーバンリゾート株式会社  
サハキット ウィサーン ジャパン株式会社

### 2. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日が連結決算日と異なる会社はサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドおよびサハキット ウィサーン ジャパン株式会社であり、決算日は12月31日であります。連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子法人等の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直  
入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法

主な耐用年数 建物及び構築物 40～50年

無形固定資産

定額法

#### (3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

商法施行規則に定める最長期間（3年）で均等償却

#### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社は債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子法人等は個別の債権の回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額および年金資産残高に基づき計上しております。

### (5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産および負債は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を適用しております。

### (8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 4. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

## 会計方針の変更

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これにより税金等調整前当期純損失は398,034千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

## 注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額		2,967,338千円
2. 担保に供している資産		
有形固定資産		2,405,918千円
3. 受取手形割引高		215,926千円
4. 受取手形裏書譲渡高		1,920千円
5. 保証債務		1,939千円
6. 発行済株式数	(普通株式)	36,733千株
7. 自己株式数	(普通株式)	28千株

## 8. 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

### 繰延税金資産

たな卸資産	9,926千円
賞与引当金	13,356千円
その他の	11,889千円
小計	<u>35,171千円</u>
評価性引当額	<u>2,020千円</u>
計	<u><u>33,151千円</u></u>

(固定の部)

### 繰延税金資産

貸倒引当金	42,675千円
ゴルフ会員権等	16,238千円
減損損失累計額	160,810千円
退職給付引当金	70,375千円
その他の	9,129千円
小計	<u>299,228千円</u>
評価性引当額	<u>169,333千円</u>
計	<u><u>129,895千円</u></u>

### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	130,166千円
在外子法人等の留保利益	24,908千円
株式等評価差額金	4,228千円
計	<u>159,302千円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>29,407千円</u></u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

## 9. 退職給付会計関係

当社は適格退職年金制度を設けております。なお、当社は簡便法を採用しております。

### 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	179,583千円
年金資産残高	5,387千円
退職給付引当金	<u>174,196千円</u>

### 退職給付費用に関する事項

勤務費用	8,423千円
退職給付費用合計	<u>8,423千円</u>

## 10. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しました。

用途	種類	場所	減損損失
白浜養魚場	建物、構築物、 土地、借地権等	和歌山県西牟婁郡白浜町	156,581千円
となみ野ミルズ	建物、構築物等	富山県砺波市	266,862千円

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に、独立の最小のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、上記資産グループについては、ここ数年継続的に経常損失を計上しており、今後も経常的な損失が予想されるため、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失423,444千円として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、白浜養魚場156,581千円（建物20,951千円、構築物35,607千円、機械装置5,728千円、土地56,390千円、その他1,298千円及び無形固定資産36,604千円）、となみ野ミルズ266,862千円（建物245,458千円、構築物20,153千円、機械装置69千円及びその他1,180千円）であります。

なお、上記資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額によっております。

11. 1株当たり当期純損失 9円25銭

## 12. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金1,048,800千円（1年以内返済予定長期借入金100,800千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

連結および単体の各決算期末（中間決算を除く）における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。

連結および単体の各決算期末（中間決算を除く）における自己資本を、直近決算期末の自己資本の70%以上に維持すること。

単体の各決算期末（中間決算を除く）における有利子負債の合計金額が、営業損益、受取利息、受取配当金および減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。



## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

あずさ 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 林 彰 ⑨  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 原 田 大 輔 ⑨  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本製麻株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

また、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が平成17年4月1日以後に開始する営業年度から適用することとなったことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成18年5月25日

日本製麻株式会社 監査役会

常勤監査役 塩田武弘 印

監査役 中島健仁 印

監査役 青柳吉宏 印

(注) 監査役 中島健仁および青柳吉宏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,291,192	流動負債	1,079,630
現金及び預金	135,102	支払手形	481,765
受取手形	48,686	買掛金	165,621
売掛金	654,936	短期借入金	20,000
商品	161,171	1年以内返済予定長期借入金	152,636
製品	120,123	未払金	140,065
原材料	7,164	未払費用	28,027
仕掛品	64,155	未払法人税等	13,413
貯蔵品	33,222	賞与引当金	28,060
繰延税金資産	18,649	その他	50,041
未収入金	12,116	固定負債	1,515,602
その他	37,563	社債	150,000
貸倒引当金	1,700	長期借入金	1,095,541
固定資産	2,417,993	繰延税金負債	4,499
有形固定資産	2,236,845	退職給付引当金	174,196
建物	812,137	長期預り保証金	89,926
構築物	118,016	その他	1,440
機械装置	92,802	負債合計	2,595,233
車両運搬具	1,002	資本金	1,836,660
工具器具備品	14,373	資本剰余金	17,380
土地	1,198,514	資本準備金	17,380
無形固定資産	5,917	利益剰余金	742,573
投資その他の資産	175,230	利益準備金	84,200
投資有価証券	42,418	任意積立金	131,034
子会社株式	66,278	固定資産圧縮積立金	131,034
差入保証金	24,324	当期末処理損失	957,808
その他	149,280	株式等評価差額金	6,237
貸倒引当金	107,071	自己株式	2,801
繰延資産	950	資本合計	1,114,903
社債発行費	950	負債及び資本合計	3,710,136
資産合計	3,710,136		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額			
		内 訳	合 計		
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	5,400,426	5,400,426	
		営業売上高	5,400,426		
		営業費用	3,951,705		
	営業外損益の部	営業損益の部	売上原価	3,951,705	5,306,695
			販売費及び一般管理費	1,354,989	
		営業利益		93,731	
		営業外損益の部	営業外収益		54,622
			受取利息及び配当金	32,359	
			為替差益	20,174	
			雑収入	2,089	
営業外費用					
特別損益の部	特別損益の部	支払利息	28,302	62,703	
		雑損	34,401		
		経常利益			85,649
		特別利益			1,623
		貸倒引当金戻入額	1,623		
	特別損失				
	減損損失	423,444			
	特別損益の部	特別損益の部	貸倒引当金繰入額	4,054	430,698
			役員退職慰労金	3,200	
			税引前当期純損失		
法人税、住民税及び事業税			21,730		
法人税等調整額			10,926	32,656	
	当期純損失		376,082		
	前期繰越損失		581,725		
	当期末処理損失		957,808		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

### 3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、養魚場、ホテル・レストラン 定額法

事業用の有形固定資産

上記以外の有形固定資産

定率法

無形固定資産

定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

商法施行規則に定める最長期間（3年）で均等償却

### 6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産残高に基づき計上しております。

### 7. 外貨建の資産および負債

の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

### 8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 9. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を適用しております。

### 10. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これにより税引前当期純損失は398,034千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

注 記 事 項

1. 子会社に対する短期金銭債権	15,001千円
子会社に対する短期金銭債務	88,207千円
2. 子会社との取引高	
営 業 取 引 高	
営業収益	242,788千円
営業費用	614,471千円
営業取引以外の取引高	36,807千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,535,372千円
4. 担保に供している資産	
有 形 固 定 資 産	2,181,528千円
5. 受取手形割引高	215,926千円
6. 受取手形裏書譲渡高	1,920千円
7. 保証債務	1,939千円
8. 資本の欠損の金額	829,575千円
9. 発行済株式数	(普通株式) 36,733千株
10. 自己株式数	(普通株式) 28千株
11. 税効果会計関係	
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(流動の部)	
繰 延 税 金 資 産	
賞 与 引 当 金	11,336千円
そ の 他	7,313千円
計	<u>18,649千円</u>
(固定の部)	
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	42,675千円
ゴルフ会員権等	16,238千円
減損損失累計額	160,810千円
退職給付引当金	70,375千円
そ の 他	5,593千円
小 計	<u>295,693千円</u>
評 価 性 引 当 額	<u>165,798千円</u>
計	<u>129,895千円</u>
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	130,166千円
株式等評価差額金	4,228千円
計	<u>134,394千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>4,499千円</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

12. 退職給付会計関係

当社は適格年金制度を設けております。なお、当社は簡便法を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務	179,583千円
年金資産残高	5,387千円
退職給付引当金	<u>174,196千円</u>

退職給付費用に関する事項

勤務費用	8,423千円
退職給付費用合計	<u>8,423千円</u>

13. 商法施行規則第124条第3項に定める純資産額

12,859千円

14. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を認識しました。

用途	種類	場所	減損損失
白浜養魚場	建物、構築物、 土地、借地権等	和歌山県西牟婁郡白浜町	156,581千円
となみ野ミルズ	建物、構築物等	富山県砺波市	266,862千円

当社は、事業の種類別セグメントを主な基準に、独立の最小のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、上記資産グループについては、ここ数年継続的に経常損失を計上しており、今後も経常的な損失が予想されるため、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失423,444千円として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、白浜養魚場156,581千円（建物20,951千円、構築物35,607千円、機械装置5,728千円、土地56,390千円、その他1,298千円及び無形固定資産36,604千円）、となみ野ミルズ266,862千円（建物245,458千円、構築物20,153千円、機械装置69千円及びその他1,180千円）であります。

なお、上記資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額によっております。

15. 1株当たり当期純損失

10円25銭

16. 財務制限条項

当期末の借入金のうち、長期借入金1,048,800千円（1年以内返済予定長期借入金100,800千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

連結および単体の各決算期末（中間決算を除く）における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。

連結および単体の各決算期末（中間決算を除く）における自己資本を、直近決算期末の自己資本の70%以上に維持すること。

単体の各決算期末（中間決算を除く）における有利子負債の合計金額が、営業損益、受取利息、受取配当金および減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

## 損 失 処 理 案

(単位：円)

---

当 期 未 処 理 損 失	957,808,134
---------------	-------------

これを次のとおり処理いたします。

次 期 繰 越 損 失	957,808,134
-------------	-------------

---



## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

あずさ 監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 印  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。ただし、当監査法人は第78期営業年度に会計監査人に選任されたので、営業報告書に記載されている事項のうち第77期営業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が平成17年4月1日以後に開始する営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用することとなったことに伴うものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 上記の子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月25日

日本製麻株式会社 監査役会

常勤監査役 塩田 武 弘 ㊞

監査役 中島 健 仁 ㊞

監査役 青柳 吉 宏 ㊞

(注) 監査役 中島健仁および青柳吉宏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 第78期損失処理案承認の件

本議案の内容につきましては、前掲の添付書類（24頁）に記載のとおりにさせていただきます。

当期は事業改革3ヶ年計画の最終年度として引き続き事業の効率化や生産・販売のコスト削減に努めましたが、当期の株主配当金につきましては、まことに申しわけございませんが、引き続き無配とさせていただきます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 変更案第5条は、公告方法について、日本経済新聞に掲載して行う方法から、より効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告にて行う方法に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。

(2) 変更案第19条は、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の効率化を図るため、取締役の員数の上限を引き下げるものであります。

(3) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次の理由により、以下の変更を行うものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を明確化する規定を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに書面決議により取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。

取締役、監査役及び会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の規定する限度内でその責任を免除する旨の規定を新設し、併せて社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他全般にわたり、「会社法」に合わせた用語及び引用条文等について、  
 所要の変更を行うものであります。

(4) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うほか、一部字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)            第 3 条 当社は本店を富山県砺波市に  <u>置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)            第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に  <u>掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数)            第 5 条 当社の発行する株式の総数は            7,200万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)            第 3 条 当社は本店を富山県砺波市に  <u>置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締</u>  <u>役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u>            (2) <u>監査役</u>            (3) <u>監査役会</u>            (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)            第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告</u>  <u>とする。ただし、事故その他やむ</u>  <u>を得ない事由によって電子公告に</u>  <u>よる公告をすることができない場</u>  <u>合は、日本経済新聞に掲載して行</u>  <u>う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)            第 6 条 当社の発行可能株式総数は            7,200万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(株券の発行)</u>
	<u>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</u>
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u>
	<u>第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
<u>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</u>	<u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u>
<u>第6条 当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</u>	<u>第9条 当会社の単元株式数は1,000株とする。</u>
2. 当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	2. 当会社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
	<u>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第7条</u> 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換および単元未満株式の買取りその他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換および単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 前項のほか必要があるときは予め公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集する。</p> <p><u>2. 前項のほか必要があるときは臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。</p> <p><u>2. 取締役社長に欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会で予め定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の決議は法令または本定款に定めのある場合を除いて出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行なう</u>。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行なう</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。<u>ただし株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)  <u>第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印し会社に保管する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)  <u>第15条 当社の取締役は15名以内とする。</u></p> <p>(選任)  <u>第16条 取締役は株主総会において選任する。</u>  2. <u>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>  3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)  <u>第17条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)  <u>第19条 当社の取締役は9名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)  <u>第20条 取締役は株主総会において選任する。</u>  2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)  <u>第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の招集通知)</p> <p><u>第18条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の5日前に通知を発するものとする。ただし緊急やむを得ぬ場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第19条 代表取締役は取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付取締役</u>)  <u>第20条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)  <u>第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし可否同数の時は議長がこれを決する。</u></p> <p>(相談役および顧問)  <u>第22条 取締役の決議により相談役および顧問をおくことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)  <u>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(相談役および顧問)  <u>第26条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規程)  <u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)  <u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定員)</p> <p>第23条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は総株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)  <u>第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(常勤の監査役)  <u>第26条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第27条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日の5日前に通知を發するものとする。ただし緊急やむを得ぬ場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)  <u>第28条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)  <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(報酬等)</u>  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新設)	<p><u>(選任方法)</u>  <u>第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>(任期)</u>  <u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)  第29条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金および除斥期間)  第30条 当社の利益配当金は<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)  第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)  第41条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第42条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p><u>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役中本広太郎、網本健二の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	中 本 広太郎 (昭和45年3月18日生)	平成4年4月 当社入社 平成6年3月 中本商事(株)取締役 平成12年6月 当社監査役 平成14年6月 当社代表取締役(現在に至る)	196,500株
2	網 本 健 二 (昭和24年10月19日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 当社監査役 平成14年6月 当社取締役 平成14年7月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役(現在に至る)	10,000株
3	道 本 清 春 (昭和25年3月31日生)	昭和48年4月 当社入社 平成5年1月 当社ボルカノ食品事業部 関西支店長 平成16年7月 当社総務部長(現在に至る)	0株

(注) 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上



MEMO

MEMO

MEMO